

# 京都府公報

号外 第24号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	規 則
○京都府府税条例等の一部を改正する条例 (税務課) 5	○京都府府税規則及び地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (税務課) 13
○文化が活きる京都の推進に関する条例 (文化政策室) 7	○文化が活きる京都推進審議会規則 (文化政策室) 〃
○個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例 (文化生活総務課) 9	○京都府組織規程及び京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (文化政策室) 〃
○京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部を改正する条例 (こども・子育て総合支援室) 〃	○児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こども・子育て総合支援室) 14
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (地域福祉推進課) 10	
○京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例 (障害者支援課) 〃	
○建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築指導課) 12	
	訓 令
	○京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令 (税務課) 〃

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇京都府府税条例等の一部を改正する条例 (京都府条例第30号) (税務課)

#### 1 改正の理由

令和6年度税制改正としての地方税法 (昭和25年法律第226号) 等の一部改正に伴い、法人事業税等について所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 京都府府税条例 (昭和25年京都府条例第42号) の一部改正

###### ア 法人事業税に関する事項

(ア) 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額 (以下「資本金」という。) が1億円以下のもののうち、前事業年度の法人事業税について京都府府税条例第42条第1項第1号アに掲げる法人 (以下「外形標準課税の対象法人」という。) に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。(第1条 (附則第12条の2) 関係)

(イ) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。(第2条 (第42条) 関係)

a 特定法人 (払込資本の額が50億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。) との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額 (令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額) が2億円を超えるもの

b 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法

人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(aに掲げる法人を除く。)

(ウ) (イ)のa又はbに掲げる法人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備を行うこととした。(第2条(第42条)関係)

(エ) 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下「取得等の日」という。)以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前5年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金1億円以下のもの等について、(イ)のa又はbに掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の法人事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとした。(第2条(附則第12条の2の2)関係)

#### イ その他

その他所要の規定整備を行うこととした。(第1条(第43条の2の3、第63条、第68条の2、附則第4条の4の2)関係、第2条(附則第12条の2)関係)

(2) 京都府府税条例の一部を改正する条例(平成19年京都府条例第44号)の一部改正

公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)の全部改正に伴い、経過措置について規定整備を行うこととした。(第3条(附則第3項)関係)

### 3 施行期日

令和7年1月1日。ただし、2の(1)のイ(第1条中第63条第1項第6号の改正に係る部分及び第68条の2の改正に係る部分(同条第1項中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める部分を除く。)に限る。)については令和6年7月8日、2の(1)のアの(ア)及びイ(第1条中第43条の2の3及び第63条第1項第3号の改正に係る部分に限る。)については令和7年4月1日、2の(1)のアの(イ)、(ウ)及び(エ)並びにイ(第2条中附則第12条の2の改正に係る部分に限る。)については令和8年4月1日、2の(2)については公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日

## ◇文化が活きる京都の推進に関する条例(京都府条例第31号)(文化政策室)

### 1 制定の理由

文化庁の京都移転等を踏まえ、社会のあらゆる分野において、京都の文化が将来にわたって継承され、府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学び、新たな価値が持続的に創造される文化が活きる京都を推進するため、新たに、文化が活きる京都の推進に関する条例を制定するものである。

### 2 制定の内容

#### (1) 定義

「文化が活きる京都の推進」の用語の意義を定めることとした。(第1条関係)

#### (2) 基本理念

文化が活きる京都の推進は、京都の文化の力を府民の多様な文化的経済的諸活動に活かしていくことが、地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、並びに人々の相互理解及び心豊かに暮らせる温かい生活の実現に資するものであることについての国内外の理解を深めることを旨として、行われなければならないこと等を基本理念とすることとした。(第2条関係)

#### (3) 府の責務

府は、基本理念にのっとり、文化が活きる京都の推進に関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施する等の責務を有することとした。(第3条関係)

#### (4) 基本指針

府は、文化が活きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るための基本的な指針を定めることとした。(第4条関係)

#### (5) 連携協力体制の整備

府は、府民等その他の関係者と連携し、及び協力して、文化が活きる京都の推進を効果的に実施するための体制を整備するものとした。(第5条関係)

(6) 文化が活きる京都推進審議会

(4)の基本指針の策定のほか、文化が活きる京都の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、文化が活きる京都推進審議会を置くこととした。(第6条関係)

(7) 調査研究

府は、文化が活きる京都の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うこととした。(第7条関係)

(8) 財政上の措置

府は、文化が活きる京都の推進に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じることとした。(第8条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年7月8日

(2) 京都府文化力による未来づくり条例の廃止

京都府文化力による未来づくり条例(平成30年京都府条例第27号)を廃止することとした。(附則第2項関係)

(3) (2)に伴う経過措置

京都府文化力による未来づくり条例の廃止に伴い、所要の経過措置を定めることとした。(附則第3項～第5項関係)

◇個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例(京都府条例第32号)(文化生活総務課)

1 改正の理由

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例(平成24年京都府条例第49号)において控除対象特定非営利活動法人として規定している法人について、控除対象特定非営利活動法人として継続するための手続が行われなかったため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

特定非営利活動法人劇研の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号に規定する条例で定める寄附金から除外することとした。(別表関係)

3 施行期日

令和6年7月14日

◇京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第33号)(こども・子育て総合支援室)

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

認定こども園における職員の配置基準を見直し、満3歳以上の子どもについて、職員1人当たりの人数を縮小することとした。(第4条、第19条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年7月8日

(2) 経過措置

当分の間、所要の経過措置を設けることとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(京都府条例第34号)(地域福祉推進課)

1 改正の理由

生活保護法(昭和25年法律第144号)の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 外国人生活保護実施事務を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に規定する条例で定める事務として位置付けるため、所要の改正を行うこととした。（第1条関係）
- (2) 生活保護実施事務及び外国人生活保護実施事務において、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に改められたことに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（別表第1～別表第3関係）

3 施行期日

令和6年7月8日

◇京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例（京都府条例第35号）（障害者支援課）

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 京都府精神保健福祉総合センター条例（昭和57年京都府条例第16号）の一部改正
 

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の項ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第1条（第2条）関係）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）の一部改正
 

ア 就労選択支援の事業の人員等の基準を定めることとした。（第2条（第162条の2～第162条の9、第172条の2）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。（第2条（第3条、第186条、第191条、第195条）関係）
- (3) 次に掲げる条例について、法の項ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第3条関係）
 

ア 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）

イ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第37号）の一部改正
 

ア 就労選択支援の事業の人員等の基準を定めることとした。（第4条（第61条の2～第61条の8、第69条の2）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。（第4条（第3条、第17条、第85条、第88条）関係）
- (5) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）の一部改正
 

法の項ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第5条（第6条）関係）

3 施行期日

改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例（京都府条例第36号）（建築指導課）

1 改正の理由

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部改正により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の接道規制に係る認定（以下「特例認定」という。）の対象用途に長屋が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

都市計画区域内の長屋について、その主な出入口が道路に面しない場合においても、特定行政府がなした特例認定において、その敷地が接しなければならないとされた道に面するときは、その建築を認めることとした。（第6条の2関係）

3 施行期日

令和6年7月8日

**条 例**

次に掲げる条例をここに公布する。

- 京都府府税条例等の一部を改正する条例
- 文化が活きる京都の推進に関する条例
- 個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例
- 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部を改正する条例
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和6年7月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

**京都府条例第30号**

**京都府府税条例等の一部を改正する条例**

(京都府府税条例の一部改正)

第1条 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第43条の2の3第3項第2号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第63条第1項第3号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改め、同項第6号中「道路交通法」の右に「(昭和35年法律第105号)」を加える。

第68条の2第1項中「第62条の2第1項に規定する」を削り、「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改め、同条第2項中「第62条の2第1項に規定する」を削り、同条第3項中「売主」を「自動車の売主」に改める。

附則第4条の4の2第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に、「ときは、」を「場合における」に改める。

附則第12条の2を附則第12条の2の2とし、附則第12条の次に次の1条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第12条の2 第42条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法附則第8条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の2第1項第1号口の政令で定める金額

をいう。次項において同じ。)が10億円を超えるものを除く。)」と、同条第2項中「1億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「1億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が10億円を超える法人であるかどうか」とする。

第2条 京都府府税条例の一部を次のように改正する。

第42条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「(以下イにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の右に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法第72条の2第1項第1号ロ(1)の政令で定める金額をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。)が50億円を超える法人(イに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(これに準じるものとして同号ロ(1)の政令で定めるものを含む。)をいう。以下(ア)及び(イ)において同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他法第72条の2第1項第1号ロ(1)の政令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち同号ロ(1)の政令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものに有するものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものに有するものと

みなした場合において当該いずれか一のもの  
と当該法人との間に当該いずれか一のもの  
による完全支配関係があることとなるときその  
他法第72条の2第1項第1号ロ(2)の政令で定  
める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出  
資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当  
又は出資の払戻しにより減少した払込資本の  
額を加算した額)が2億円を超えるもの(ア  
に掲げる法人を除く。)

第42条第2項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に  
掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるも  
のとする。

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人  
であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人  
であるかどうかの判定並びに前項第1号イ(ア)又は  
イ)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの  
判定に関し必要な事項の判定(次号に掲げる判定  
を除く。) 当該事業年度終了の日(法第72条の  
26第1項ただし書の規定により申告納付すべき事  
業税にあつては同項に規定する6月経過日の前  
日、法第72条の29第1項、第3項又は第5項の規  
定により申告納付すべき事業税にあつてはその解  
散の日)

(2) 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人と  
の間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年  
度において前項第1号イ(ア)又はイ)の特定法人に該  
当するものであるかどうかの判定に関し必要な事  
項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法  
人の事業年度終了の日(当該日がない場合には、  
当該他の法人の設立の日)

附則第12条の2の見出しを削り、同条の前に見出し  
として「(事業税の納税義務者等の特例)」を付し、同  
条中「次項」を「次項第1号」に、「同条第2項」を「同  
条第2項第1号」に改める。

附則第12条の2の2を附則第12条の2の3とし、附  
則第12条の2の次に次の1条を加える。

第12条の2の2 新たな事業の創出及び産業への投資  
を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正  
する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令  
和9年3月31日までの間に産業競争力強化法(平成  
25年法律第98号)第24条の2第1項に規定する特別  
事業再編計画(以下この項において「特別事業再編  
計画」という。)について同条第1項の認定を受け  
た同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再  
編事業者である法人(以下この項において「認定特  
別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る  
特別事業再編計画(同条第1項の規定による変更の  
認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて  
行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編(生  
産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして  
法附則第8条の3の4第1項の総務大臣が定める基  
準に適合するもの)に限る。以下この項において「特

別事業再編」という。)のための措置(産業競争力  
強化法第2条第18項第3号、第4号及び第6号に掲  
げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは  
出資(以下この項において「株式等」という。)の  
取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これを  
その取得又は譲受けの日(以下この項において「取  
得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、  
取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全  
支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定す  
る完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)  
がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額  
が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額  
である場合を除く。)において、当該他の法人(以  
下この項において「対象法人」という。)及び当該  
認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条  
の2第1項の認定の申請の前日5年以内に他の法人  
の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受  
け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有  
しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人と  
の間に完全支配関係がある場合における当該他の法  
人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置  
を行う場合における当該他の法人のうち法附則第8  
条の3の4第1項の総務省令で定めるもの)に限る。  
以下この項において「5年以内株式等取得等法人」  
という。)の行う事業に対する第42条第1項の規定  
の適用については、対象法人又は5年以内株式等取  
得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得  
等の日以後5年を経過する日を含む事業年度(産業  
競争力強化法第24条の3第2項又は第3項の規定に  
より同法第24条の2第1項の認定が取り消された場  
合には、その取り消された日を含む事業年度の前事  
業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第42  
条第1項第1号イ(ア)及びイ)中「2億円を超えるもの」  
とあるのは、「2億円を超えるもの(附則第12条の  
2の2第1項に規定する対象法人及び同項に規定す  
る5年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定  
める。

(京都府府税条例の一部を改正する条例の一部改正)  
第3条 京都府府税条例の一部を改正する条例(平成19  
年京都府条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「を除く」を「及び公益信託に関する  
法律(令和6年法律第30号)附則第4条第1項に規定  
する移行認可を受けたものを除く」に改める。

#### 附 則

(施行期日)  
1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただ  
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か  
ら施行する。  
(1) 第1条中京都府府税条例第63条第1項第6号の改  
正規定及び同条例第68条の2の改正規定(同条第1

項中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める部分を除く。） 公布の日

- (2) 第1条中京都府府税条例第43条の2の3第3項第2号及び第63条第1項第3号の改正規定並びに同条例附則第12条の2を同条例附則第12条の2の2とし、同条例附則第12条の次に1条を加える改正規定並びに次項並びに附則第3項及び第6項の規定 令和7年4月1日
- (3) 第2条並びに附則第4項、第5項及び第7項の規定 令和8年4月1日
- (4) 第3条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日  
（事業税に関する経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都府府税条例（次項において「7年新条例」という。）附則第12条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の京都府府税条例第42条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、同月30日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る7年新条例附則第12条の2の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和6年3月30日を含む事業年度の開始の日の前日から京都府府税条例等の一部を改正する条例（令和6年京都府条例第30号）附則第3項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

4 第2条の規定による改正後の京都府府税条例（次項において「8年新条例」という。）第42条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項並びに附則第12条の2及び第12条の2の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 8年新条例第42条第1項第1号イ（8年新条例附則第12条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものうち同号イ(ア)又はイ(イ)に掲げる法人に該当するものを行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業

年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「8年新法」という。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。（地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例の一部改正）

6 地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例（昭和58年京都府条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改める。

7 地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「附則第12条の2の2」を「附則第12条の2の3」に改める。

#### 京都府条例第31号

##### 文化が活きる京都の推進に関する条例

京都は、長い日本の歴史における政治と文化の中心地として、四季折々の自然や気候風土と関わりながら独自の文化を育み、我が国の文化的・経済的な発展に重要な役割を果たしてきた。そこでは、古くから国内外との多様な交流が活発に行われ、先人たちは、異なる文化を背景にした様々な考え方や、新しい技術等を受け入れ、自らの文化を更に発展させることを繰り返す中で、現在にまで通じる京都の人々の「こころ」が培われていくこととなった。こうして育まれた京都の文化は、長く人々の暮らしの基盤となり、豊かな人間性を涵養し、地域への誇りや愛着を醸成するとともに、新しい価値の創造や技術革新

の原動力となってきた。

そして、京都においては、現在では国宝、重要文化財等となっている多くの文化財、能、狂言等の伝統芸能及び茶道、華道、書道、衣食等の暮らしに根差した生活文化、並びにこれらを基盤とする伝統産業が生まれ、受け継がれてきた。さらに、南北に広がる府内の全域を見渡せば、様々な歴史的文化的地理的諸条件の下に、人々の暮らしと密接に関係し、地域社会における人と人との有機的な関わり合いの中で育まれた伝統芸能、祭り等、多様で個性があふれる地域文化が府内各地域それぞれの魅力を創り出しており、これらは、総じて、京都の文化の力として国内外の人々を惹き付ける強みともなっている。

また、これら京都の文化の力は、大学等による知の集積をもたらすとともに、京都の人々の進取の気質と相まって、多くのベンチャー企業を輩出し、伝統産業を基盤とした企業や世界規模で活躍する企業を生み出すなど、京都が、現代日本においても文化的経済的な基盤の一端を担っていることの源泉となっており、私たちは、今後もそうした役割を果たしていきたいと考える。

そのためには、全ての府民が大切に受け継いできた京都の文化に誇りと愛着を持って生活することができ、及び、企業活動を含めて、府民の多様な文化的経済的諸活動に京都の文化の力を活かしていく取組の一層の推進が重要である。

このような認識の下に、社会のあらゆる分野において、京都の文化が将来にわたって継承され、現在及び将来の府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学び、新たな価値が持続的に創造される文化が活きる京都を推進することにより、京都の文化の力で地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、並びに人と人との絆が大切にされ、及び心豊かに暮らせる温かい京都を築き、もって国内はもとより世界に貢献していく京都の実現を目指して、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において「文化が活きる京都の推進」とは、社会のあらゆる分野において、京都の文化（京都において創造され、又は継承されてきた文化及びその文化的所産をいう。以下同じ。）が継承され、府民の間で大切に育まれるとともに、京都の文化に親しみ、及び京都の文化を学ぶことができる機会が提供されることその他京都の文化を活かした多様な取組が実施されることで新たな価値が持続的に創造される社会の実現に資する施策の推進をいう。

(基本理念)

第2条 文化が活きる京都の推進は、京都の文化の力を府民の多様な文化的経済的諸活動に活かしていくことが、地域の活性化、産業の振興その他社会の持続的な発展に寄与し、並びに人々の相互理解及び心豊かに暮らせる温かい生活の実現に資するものであることについての国内外の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 文化が活きる京都の推進は、府民の自主性を尊重し

つつ、府民が京都の文化に誇りと愛着を持って生活し、及び活動することができるよう、行われなければならない。

3 文化が活きる京都の推進は、国内外の多様な機会を通じて、京都の文化の力が国内外の交流の促進に資するよう、行われなければならない。

4 文化が活きる京都の推進は、文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の社会のあらゆる分野における有機的な連携が図られるよう、行われなければならない。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化が活きる京都の推進に関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 国をはじめ国内外の文化に関する施策の推進に寄与するものとなるよう取り組むこと。

(2) 文化が活きる京都の推進において、府民、事業者並びに国及び市町村（以下「府民等」という。）が果たす役割の重要性に鑑み、それぞれの役割を踏まえた必要な情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、府と府民等との間及び府民等相互間の連携の確保に努めること。

(基本指針)

第4条 府は、文化が活きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化が活きる京都の推進に関する基本的な方向に関する事項

(2) 文化が活きる京都の推進を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

(3) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する文化芸術の推進に関する事項

(4) その他文化が活きる京都の推進に関する重要事項

3 府は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、文化が活きる京都推進審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 府は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(連携協力体制の整備)

第5条 府は、府民等その他の関係者と連携し、及び協力して、文化が活きる京都の推進を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

(文化が活きる京都推進審議会)

第6条 第4条第3項の規定による知事の諮問のほか、文化が活きる京都の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、文化が活きる京都推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化

が活きる京都の推進に関する事項について、知事に建議することができる。

- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(調査研究)

第7条 府は、文化が活きる京都の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 府は、文化が活きる京都の推進に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(京都府文化力による未来づくり条例の廃止)
- 2 京都府文化力による未来づくり条例(平成30年京都府条例第27号)は、廃止する。  
(京都府文化力による未来づくり条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の京都府文化力による未来づくり条例第27条第1項の規定により置かれている京都府文化力による未来づくり審議会(以下「旧審議会」という。)は、文化が活きる京都推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第6条第4項の規定により文化が活きる京都推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

#### 京都府条例第32号

##### 個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例の一部を改正する条例

個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例(平成24年京都府条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人劇研の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年7月14日から施行する。

#### 京都府条例第33号

##### 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部を改正する条例

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例(平成18年京都府条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保育」の右に「(満3歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。)」を加え、同項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の子どもの項中「30人」を「25人」に改める。

第19条第3項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の園児の項中「30人」を「25人」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(幼稚園型認定こども園等に関する経過措置)
- 2 幼稚園型認定こども園等の満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員(次項において「3歳以上子ども従事職員」という。)の配置についてのこの条例による改正後の京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「15人」とあるのは「20人」と、同表満4歳以上の子どもの項中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 幼稚園型認定こども園等の3歳以上子ども従事職員の配置については、当分の間、前項の規定の適用がないものとした場合における新条例第4条第1項の規定により3歳以上子ども従事職員の数として算出される数の職員を置くよう努めなければならない。  
(幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- 4 幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員(次項において「3歳以上園児従事職員」という。)の数についての新条例第19条第3項の規定の適用については、当分の間、同項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「15人」とあるのは「20人」と、同表満4歳以上の園児の項中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 5 幼保連携型認定こども園の3歳以上園児従事職員の配置については、当分の間、前項の規定の適用がないものとした場合における新条例第19条第3項本文の規定により3歳以上園児従事職員の数として算出される数の職員を置くよう努めなければならない。

京都府条例第34号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「当該事務」の右に「（同表の3の項の右欄に掲げる事務を除く。）」を加える。

別表第1の3の項、別表第2の2の項及び別表第3の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第35号

京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例

（京都府精神保健福祉総合センター条例の一部改正）

第1条 京都府精神保健福祉総合センター条例（昭和57年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）の一部を次のように改正する。

「第9章の2

第1節 基

第2節 人

第3節 設

第4節 運

第10章 就労

目次中「第10章 就労移行支援」を

就労選択支援

本方針（第162条の2）

員に関する基準（第162条の3・第162条の4）

備に関する基準（第162条の5）

営に関する基準（第162条の6—第162条の9）

移行支援

める。

第3条第1項中「及び第7章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

（基本方針）

第162条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第162条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所に就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として基準命令第173条の3第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 就労選択支援員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

（準用）

第162条の4 第53条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第162条の5 第84条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第162条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第162条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該

会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（規則で定める方法により行われるものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第162条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第162条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第44条、第60条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条及び第158条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第162条の9において準用する第92条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第162条の9において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第92条中「第95条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第95条第1項」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第162条の9において準用する前条」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び」とあるのは「基準命令第173条の9において読み替えて準用する」と、「限る」とあるのは「限る。以下この項において同じ」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び」とあるのは「基準命令第173条の9において読み替えて準用する」と読み替えるものとする。

第172条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第172条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的

に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。第186条中「及び第148条」を「、第148条及び第172条の2」に改める。

第191条及び第195条中「第148条」の右に「、第172条の2」を加える。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

(1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第34号)第50条第1項

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第35号)第47条第1項

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等に関する条例の一部改正）

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第57条—第61条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第57条第61条）」を第5章の2 就労選択支援（第61条の一第61条）に改める。

2—第61条の8）」  
第3条第1項中「から」の右に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第17条第8項中「行う者」の右に「（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第61条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第61条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員）

第61条の4 就労選択支援事業所には、次に掲げる職

員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61条の4第1項第2号の厚生労働大臣が定めるものをいう。）

2 前項各号に掲げる職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(実施主体)

第61条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第61条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(規則で定める方法により行われるものを含む。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第61条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第61条の8 第8条、第9条、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条、第45条及び第46条から第50条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは、「利用者」と読み替えるものとする。

第69条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第69条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第85条中「及び第54条」を「、第54条及び第69条の2」に改める。

第88条中「第54条」の右に「、第69条の2」を加える。

(京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第5条 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例(平成26年京都府条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「同条第18項」を「同条第19項」に、「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

#### 附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 京都府条例第36号

##### 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(昭和35年京都府条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「第43条第2項第2号」を「第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号」に、「当該許可」を「当該認定又は許可」に改め、同項ただし書中「主な」を「当該」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府府税規則及び地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

文化が活きる京都推進審議会規則

京都府組織規程及び京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年7月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第36号

京都府府税規則及び地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

京都府府税規則及び地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年京都府規則第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

#### 附 則

この規則は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日から施行する。

### 京都府規則第37号

文化が活きる京都推進審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、文化が活きる京都の推進に関する条例（令和6年京都府条例第31号）第6条第6項の規定により、文化が活きる京都推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の議事について準用する。

（意見の聴取）

第5条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、文化生活部において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（京都府文化力による未来づくり審議会規則の廃止）

2 京都府文化力による未来づくり審議会規則（平成30年京都府規則第40号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に文化が活きる京都の推進に関する条例附則第3項に規定する旧審議会の会長である者は、この規則の施行の日に、第2条第1項の規定により会長として互選されたものとみなす。

### 京都府規則第38号

京都府組織規程及び京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（京都府組織規程の一部改正）

第1条 京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第65条第2号の表京都府文化力による未来づくり審議会の項を次のように改める。

文化が活きる 京都推進審議 会	文化が活きる京都の推進に関する条例 (令和6年京都府条例第31号)に基づく 知事の諮問及び文化が活きる京都の推進 に関する重要事項の調査審議並びに文化 が活きる京都の推進に関する事項につ いての建議に関する事務
-----------------------	--

(京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則(平成20年京都府規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第39号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第51号)の一部を次のように改正する。

第13条中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附則第5項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附則第11項中「第13条に規定する」を「第13条の規定による」に改める。

附則第12項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附則第13項中「とした場合の」を「ものとした場合における」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育所の保育士の数についてのこの規則による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第13条の規定の適用については、当分の間、「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

3 保育所には、当分の間、前項の規定の適用がないものとした場合における新規則第13条の規定により算定される数の保育士を置くよう努めなければならない。この場合においては、新規則附則第5項及び第10項から第13項までの規定を準用する。

訓 令

京都府訓令第10号

本 庁  
府 税 事 務 所  
広 域 振 興 局  
自動車税管理事務所

京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年7月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

京都府府税事務取扱規程の一部を改正する訓令(平成19年京都府訓令第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

この訓令は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日から施行する。